

民法4 資料5

保証書の意味

動産売買については、もう一つ、いわゆる保証書について考えておこう。みなさんがある電器店からパソコンを購入したとすると、通常、パッケージの中に次のような紙が入っている。

保証書
下記の通り保証いたします。
①正常な使用状態において、製造上の責任によって発生した故障については、お買い上げの日より1年間無償で修理いたします。（以下、省略）

これはいったい、法的にはどのような意味をもつものなのだろうか。

最初に考えつくのが、いままで出てきた瑕疵担保責任との関係だろう。民法 570 条の特約ではないか、ということである。しかし、たとえば NEC はみなさんにとって売主ではない。みなさんは電器店からそのパソコンを購入しているのであって、NEC から購入しているわけではない。そうすると、売主の瑕疵担保責任を負うのは、その電器店であって、NEC ではないから、NEC が瑕疵担保責任の特約をみなさんと結ぶということとはありえない。

そこで、保証書に基づいて、メーカーと買主との間に独立した品質保証契約が成立するのだ、と考える学説が強い。契約は申込みと承諾により成立するが(→57 頁)、保証書の添付が申込みにあたる。みなさんがメーカーに修理を要求するのが承諾であり、かつ、契約の履行請求であることになろう。

一般には、この保証書があれば、小売店には責任追及ができないと意識されている。しかし、以上のように、メーカーと買主との間の独立した品質保証契約があるだけだと考えると、それによって、買主と売主との間の売買契約に基づいて売主が負う責任には影響を与えないと考えられる。したがって、みなさんは、保証書に基づいてメーカーの責任を追及するか、売主である電器店に瑕疵担保責任を追及するか(場合によっては、交換を請求するか。→130～131 頁)の選択権を有する。仮に、保証書の無償保証期間が「お買い上げから1年間」となっているとしても。みなさんは、民法 570 条に基づいて、「瑕疵を発見してから1年間」は、売主の責任を追及できるのである。

以上に対して、売主が独自に保証書を発行することもある。量販店などは、とくにそうである。手元にある一つの「保証書」(テニスラケットのもの)から例をとると、次のようになっている。

1 保証期間 お買い上げの日より1年間

2 保証内容 通常の使用状態において、保証期間中に、品質上または製造上の不備によって損害が発生した場合には、無償にて修理いたします。修理不可能な場合は、新品と交換させていただきます。

この「保証書」を発行している量販店も、「よりよいアフターサービスのため」と宣伝している。とんでもない。この保証書は、民法 570 条に基づいて買主が有する権利。すなわち瑕疵を発見してから1年間は売主の責任を追及できる権利を、「お買い上げの日より1年間」に制限しているものであって、売主に有利な特約なのである(もっとも、その通りの効力は認めず、保証期間経過後も民法上の瑕疵担保責任は別途追及できると解するべきであろう)。そもそも、「品質上または製造上の不備によって損害が生じた場合」なのに、それを修理することがサービスだと考えている発想そのものが異常であるといわざるをえない。だまされてはいけない。

道垣内弘人著 「ゼミナール民法入門」P138～139 より